

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた活動指針

1. 趣旨

本指針は、児童の心身の健康促進と感染拡大予防との調整のために作成する。なお、国や県、市から指示等が示されるなど、状況に変化があった場合は、本指針も見直すものとする。

2. 感染拡大防止のための対策

使用施設が示すガイドラインを遵守するとともに、クラブとして下記のように対応する。

- ・活動の前後に手指消毒を実施する。
- ・活動中は常時 2 方向の換気をおこなう。
- ・活動中は特別な理由のない限りマスクを着用する。
- ・岐阜県感染警戒 QR システムを利用する。

3. 新型コロナウイルス感染症への対応

選手及び指導者とその家族、濃厚接触したと思われる友人等の関係者(以下、「選手等」とする)が検査対象または濃厚接触者と判明した場合、その後の感染拡大を抑止するため、次のように対応する。

- ①検査結果が出るまでは活動を自粛する。その間、家族の体調に気をつけ、体調の変化があれば都度クラブ代表者に連絡する。
- ②陽性の場合、活動を無期限の停止とする。活動の再開時期は関係機関とクラブ代表者が協議の上決定する。
- ③陰性の場合、選手等が検査対象または濃厚接触者と判明した日から 2 週間後に再開する。

4. 留意事項

- ・代表者、コーチ、本人、家族等への代表者からの練習への参加禁止等以外の最低限必要以上の不利益な取扱を禁止する。
- ・普段より感染防止の目的は当然とし、本人及び家族等の健康管理、感染予防を徹底すること。
- ・本人の体調不良、家族等の濃厚接触が判明し検査の後、陰性とされた後も同様とする。
- ・保護者は以上の具体的内容を児童にも理解できるよう説明し、情報を共有すること。

当番の方をお願い

- ・岐阜県感染警戒 QR システムの利用

施設に掲示してある QR コードを読み取り、指示に従ってメールを送信してください。

- ・ごみの持ち帰り

ごみ袋を当番のかばんに入れておくので、子どもと一緒にごみを回収して持ち帰ってください。